

米子市条例制定請求代表者の住所及び氏名並びに請求の要旨について

令和4年1月21日



河	合	康	明
河	本	六	美
小	德	省	三
松	本		薫
安	田	寿	朗

令和３年９月１５日、原子力規制委員会による島根原発２号機の設置変更許可に関する審査が終了し、中国電力（株）による再稼働への動きが加速されつつあります。今後、安全協定に基づき、ＵＰＺ圏内に位置する周辺自治体として、米子市は「稼働の是非について」意見を述べることになります。

島根原発稼働の影響は、電力供給・エネルギー問題にとどまらず、地域経済、環境問題、食や健康問題など多岐にわたります。2号機が再稼働されるとその運転期間は30年弱、さらに3号機が新規稼働になれば60年程度続く可能性があります。廃炉過程を含めると、その影響は100年近くにも及びます。このような

広範囲かつ長期間にわたる影響について議論を深めることは、米子市にとって最重要課題であるといえます。

伊木市長は、私たちが行ったアンケートに答えて、原発再稼働に関する市の意思決定に際しては、「安全対策協議会などで住民の意見を聞いたうえで、議会と相談する」と述べました。私たち「島根原発稼働の是非を問う住民投票を実現する会・米子」は、地域の最重要課題に対する住民の意思を確認することが必要であり、その手段としては公聴会やパブリックコメントなど一部市民の意見を聞くのでは不十分であり、市民の総意を知るための住民投票が不可欠であると考えます。

私たちの会は、2年前に準備会を立ち上げ、これまで講演会や住民カフェを催し、多くの米子市民から様々な意見を聞いてきました。その中で、明確な賛成・反対意見を述べる方々がいる一方、「賛否を決めかねている」「あまり考えたことがない」と話す方も多数いることを知り、「市民の間での議論を深めることなしに、米子市の意思決定を行うこと」に大きな疑問を感じています。

島根原発が稼働するかしらないかは、今後生まれてくる子どもたちに大きな影響を与えます。そして、その子どもたちには「稼働の是非について選択する」という権利行使の機会はありません。この課題に真摯に向き合うことは、今を生きる私たちの責任ではないでしょうか。住民一人一人が自分ごととして考え、賛成・反対の立場を越えて話し合うことが大切です。そのような熟議の場を生み出すためにも住民投票が必要であると考えます。

よって私たちは、地方自治の本旨に基づき、間接民主主義を補完する手段として住民投票の実施を求め、表記条例の制定を請求いたします。